

広島県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三原薬剤師会センター 薬局日赤前店	三原市東町二丁目八番二号	平成三年二月一日
訪問看護ステーション 風樹	廿日市市上平良一〇番地九―二〇 二号	平成三年二月二日